8.575GHzから11.025GHzまで
11.025GHzから13.475GHzまで
13.475GHzから15.925GHzまで
15.925GHzから18GHzまで

⑺　振幅確率分布法の重み付け測定は、対数増幅器を使用し対数表示モードに設定したスペクトラムアナライザを用いて、マックスホールドモードで測定すること。この場合において、表１に定めるサブ周波数範囲ごとにそのサブ周波数帯域内で最大の電界強度を測定した供試装置の方位角及び偏波における、最大の電界強度を測定した周波数（以下この⑺において「ピーク周波数」という。）、ピーク周波数から10MHz減じた周波数、ピーク周波数から５MHz減じた周波数、ピーク周波数に５MHz加えた周波数及びピーク周波数に10MHz加えた周波数に対してそれぞれ30秒間測定すること。

六　設置場所における30MHz以下の磁界強度の測定方法

１　磁界強度の測定は、次の機器を用いて行うこと。

⑴　第三の一に定める条件を満たす測定用受信機又は当該測定用受信機と同じ測定値を示すことが証明された測定器を用いること。

⑵　第三の八の１に定める条件を満たす測定用空中線を用いること。

２　磁界強度の測定において、供試装置及び試験に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及びそのケーブルは、設置場所における標準的な使用形態の範囲内で、妨害波レベルを最大とするよう構成及び配置を変化させること。

⑵　測定用空中線は、垂直面内に保持し、基準点の地上高は、1.3mとすること。

３　磁界強度の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を個別に動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑵　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑶　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

⑷　許容値への適合を判定する測定の前に事前測定を行い、供試装置が発生させる妨害波の周波数、最大の妨害波強度を発生させる動作条件、最大の妨害波強度を測定する方向等を調査すること。

⑸　事前測定の結果に基づき、最大の妨害波強度を測定できると想定される条件を特定し、法令で定める測定距離で測定用空中線を供試装置に対して対向の方向及び直向の方向に設置して測定すること。

⑹　障害物が存在し測定用空中線を測定位置に配置することができない場合、設備がある建造物と測定位置との間に遮蔽物が存在する場合、漏えい電波の周波数における測定限界値が当該周波数の許容値を超えている場合、測定位置での外来電波の周波数が漏えい電波の周波数に重なっている場合等、法令で定める測定距離における測定に支障がある場合は、法令で定める測定距離以外の距離で測定することができる。この場合において、法令で定める測定距離より短い距離で測定したときは、測定値を適切に換算することができる。

七　設置場所における30MHz以上１GHz以下の電界強度の測定方法

１　電界強度の測定は、次の機器を用いて行うこと。

⑴　第三の一に定める条件を満たす測定用受信機又は当該測定用受信機と同じ測定値を示すことが証明された測定器を用いること。

⑵　第三の八の２に定める条件を満たす測定用空中線を用いること。

２　電界強度の測定において、供試装置及び試験に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及びそのケーブルは設置場所における標準的な使用形態の範囲内で、妨害波レベルを最大とするよう構成及び配置を変化させること。

⑵　測定用空中線の基準点の地上高は２ｍ（±）20㎝で固定すること。

３　電界強度の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を個別に動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑵　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑶　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

⑷　許容値への適合を判定する測定の前に事前測定を行い、供試装置が発生させる妨害波の周波数、最大の妨害波強度を発生する動作条件、最大の妨害波強度を測定する方向等を調査すること。

⑸　事前測定の結果に基づき、最大の妨害波強度を測定できると想定される条件を特定し、法令で定める測定距離で垂直及び水平の両偏波で測定すること。

⑹　障害物が存在し測定用空中線を測定位置に配置することができない場合、設備がある建造物と測定位置との間に遮蔽物が存在する場合、漏えい電波の周波数における測定限界値が当該周波数の許容値を超えている場合、測定位置での外来電波の周波数が漏えい電波の周波数に重なっている場合等、法令で定める測定距離における測定に支障がある場合は、法令で定める測定距離以外の距離で測定することができる。この場合において、法令で定める測定距離より短い距離で測定したときは、測定値を適切に換算することができる。

第三　測定機器の条件

一　測定用受信機

１　測定用受信機は、次に定める条件を満たすこと。

⑴　測定用受信機の入力端子は、不平衡で、入力インピーダンスは定格50Ωであり、電圧定在波比が次の表の値を超えないこと。

表２　測定用受信機の電圧定在波比の条件

周波数範囲	測定用受信機 入力部の減衰量	測定用受信機 入力部の電圧定在波比
９kHzから１GHzまで	０dB	2.0から１まで
９kHzから１GHzまで	10dB以上	1.2から１まで
１GHzから18GHzまで	０dB	3.0から１まで
１GHzから18GHzまで	10dB以上	2.0から１まで

⑵　測定用受信機に対して、インピーダンスが50Ωの信号源から正弦波信号が供給される場合は、正弦波電圧測定の許容範囲は９kHz以上１GHz以下で２dB以内又は１GHzを超え18GHz以下で2.5dB以内であること。